

項番・項目	評価の視点	配点	A事業者 (富士ソフトウェアサービス株式会社)							B事業者											
			A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	事務局	合計	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	事務局	合計					
1 基本事項の評価																					
1	資格要件 (取得資格)	・管理者及び担当者の本業務に有効な専門能力・資格等が確保されていると認められるか。 (事務局採点基準) 次の基準により評価 5点：総括責任者及び業務担当者全てが常勤でかつ類似業務の従事実績を有する 4点：業務担当者の50%以上が常勤でかつ当該者が類似業務の従事実績を有する 3点：業務担当者の50%以上が常勤でかつ当該者が類似業務の従事実績を有する 2点：業務担当者で常勤者の割合が50%未満でかつ類似業務の実績を有するものが1名以上 1点：業務担当者で常勤者の割合が50%未満でかつ類似業務の実績を有するものがない	10	10	10	10	10	10	10	50	50	10	10	10	10	50	50				
2	専門技術力 (経験年数、実績)	・類似業務の実績を有しているか。 ・担当者又は技術者が求める経験年数を満たしているか。 (事務局採点基準) 次の①～③の合計値により評価 合計値17～20pt：5点 13～16pt：4点 9～12pt：3点 5～8pt：2点 0～4pt：1点 ①事業者の同種業務の実績 6件以上：10pt 5件：8pt 3～4件：6pt 2件：4pt 1件：2pt 0件：0pt ②総括責任者の同種業務の実績 5件以上：5pt 4件：4pt 3件：3pt 2件：2pt 1件：1pt 0件：0pt ③業務担当者の同種業務の実績（担当者の平均値） 5件以上：3pt 4件：4pt 3件：3pt 2件：2pt 1件：1pt 0件：0pt ・担当者又は技術者が他の業務（案件）を担当せず、本件について専任となっているか。 (事務局採点基準) 次の基準により評価 5点：総括責任者及び業務担当者がいずれも専任 4点：総括責任者が専任、業務担当者が他件と兼任 3点：総括責任者が他件と兼任（業務担当者と兼任） 2点：総括責任者が他件と兼任以上又は総額50万以上を兼任（業務担当者と兼任） 1点：総括責任者が他件3年以上又は総額750万以上を兼任（業務担当者と兼任）	20	20	20	20	20	20	100	100	4	4	4	4	4	20	20				
3	専任性 (手持ち業務量)	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。 (事務局採点基準) 次の基準により評価 5点：総括責任者及び業務担当者がいずれも専任 4点：総括責任者が専任、業務担当者が他件と兼任 3点：総括責任者が他件と兼任（業務担当者と兼任） 2点：総括責任者が他件と兼任以上又は総額50万以上を兼任（業務担当者と兼任） 1点：総括責任者が他件3年以上又は総額750万以上を兼任（業務担当者と兼任）	10	2	2	2	2	2	10	10	6	6	6	6	6	30	30				
4	実施体制的的確性 (予定担当者又は技術者の動員計画)	・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。 (事務局採点基準) 現在の体制以上を5点とし、現在の体制からの人数減少1人につき又は資料の不備1点につき1点を減じる。 現在の体制：総括責任者1名、業務担当者（窓口）1名、業務担当者（巡回）1名	10	10	10	10	10	10	50	50	6	6	6	6	6	30	30				
一次審査 小計①			50	42	42	42	42	210	210	26	26	26	26	26	130	130					
										満点 250							満点 250				
										平均 42.0							平均 26.0				
2 企画提案の評価																					
1 業務従事予定者の配置計画及びスケジュールについて 【様式6】																					
(1)	配置計画及びスケジュール等の内容	・業務従事予定者の配置計画及びスケジュールが適切か	10	8	8	4	6	8	34	6	10	8	8	6	38	38					
2 専門知識及び周知啓発について 【様式7】																					
(1)	専門知識の基本内容	・健康増進法（多数の者が利用する施設を管理するもの）に対し、または多数の者が利用する施設等に於いて受動喫煙を禁止し、防止する措置を定める法） ・受動喫煙防止条例（特に影響を受けやすい20歳未満の子供や、受動喫煙を防ぎにくい立場である従業員を守る都ルール）について熟知しているか	10	6	8	4	4	10	32	6	8	8	6	6	34	34					
(2)	港区条例についての理解	・健康増進法が対象としないものの、港区条例による規制を受ける行為についての意見が述べられているか	10	6	6	4	4	8	28	6	10	8	6	6	36	36					
(3)	周知、啓発力	・健康増進法等が対象としないが区条例が規制する行為についての意見が述べられているか ・単に関係者に繋ぐことに留まらず、問題解決に向けた積極的の主体的提案があるか ・提案は、現実的で妥当な水準か	10	8	8	4	4	8	32	6	8	8	6	6	34	34					
(4)	周知、啓発力（接遇）	・配置予定人員の接遇能力が一定の水準にあると見られるか ・接遇教育の内容は画一的でなく、窓口相談、巡回等に適した内容といえるか	10	6	8	8	4	8	34	6	8	6	6	6	32	32					
3 事業についての課題認識及び対処法について 【様式8】																					
(1)	業務についての理解度	・当該業務について課題認識をもち、創意工夫された対処法が示されているか	10	8	8	4	4	8	32	6	10	10	6	8	40	40					
(2)	事業者としての働きかけについて	・専門知識を熟知したうえで、委託事業者として区職員をどのように支援していくか述べられているか	10	6	8	6	4	6	30	6	10	8	6	6	36	36					
(3)	区職員への支援について	・本業務における職員や他課との役割分担を理解しているか ・委託事業者として区職員を支援することに積極的の主体的姿勢が感じられるか ・健康増進法や区条例を踏まえた提案となっているか	10	6	8	8	6	8	36	6	8	8	4	8	34	34					
(4)	関係者間の連携	・関係者（協働推進課、環境課、健康推進課、委託事業者、町会、自治会、警察等関係機関）を幅広く想定した提案か ・提案内容に独創性があるか	10	6	8	6	6	8	34	6	10	8	6	6	36	36					
4 業務継続における計画性及び成果について 【様式9】																					
(1)	課題の理解	・経年により業務水準を低下させないためのプロポーザルであることを理解しているか ・年度を超える契約により人員体制を安定化し、業務水準向上を図る目的意識を有しているか	10	8	6	6	6	10	36	6	10	6	8	6	36	36					
(2)	提案内容の水準	・従事者の長期的な配置を提案しているか、又は業務水準向上のための具体的提案があるか ・長期的な展望が示されているか	10	6	6	6	4	8	30	6	8	8	8	6	36	36					
(3)	継続契約について	・長期継続契約による契約であることを理解しているか ・長期に業務を請け負う意欲が感じられるか	10	6	8	8	4	8	34	6	8	8	8	6	36	36					
(4)	提案内容に対する効果	・経年による技術やノウハウの向上を前提とした計画か ・受託期間が年度に実施する業務を明確に提案しているか ・立案した計画は、理想ではなく実現可能なものか	10	6	8	6	4	8	32	6	10	8	8	8	40	40					
一次審査 小計②			130	86	98	74	60	106	424	78	118	102	86	84	468	468					
										満点 650							満点 650				
										平均 84.8							平均 93.6				
3 見積額の評価																					
1	見積価額	・参考事業規模に対する見積額により採点 (事務局採点基準) 事業規模1,350万円、適正価格の下限945万円（70%）として設定 5点：945万円超1,026万円以下 4点：1,026万円超1,107万円以下 3点：1,107万円超1,188万円以下 2点：1,188万円超1,269万円以下 1点：1,269万円超1,350万円以下	20	4	4	4	4	4	20	20	4	4	4	4	20	20					
一次審査 小計③			20	4	4	4	4	4	20	20	4	4	4	4	20	20					
										満点 100							満点 100				
										平均 4.0							平均 4.0				
合計（小計①+②+③）			200	132	144	120	106	152	230	654	108	148	132	116	114	150	618				
										満点 1000							満点 1000				
										平均 130.8							平均 123.6				
事務局採点配点																					
加点項目			350																		
区内事業者優遇			区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点							事務局採点配点の5%		該当しない		0		事務局採点配点の5%		該当しない		0	
ワーク・ライフ・バランス推進の評価			港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点							事務局採点配点の5%		該当する		18		事務局採点配点の5%		該当する		0	
障害者雇用の評価			障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者に、事務局採点項目の配点（満点）の合計5%を加点							事務局採点配点の5%		該当する		18		事務局採点配点の5%		該当する		0	
環境配慮に対する評価			ISO14001の認証等に参加している又はNATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者に、一次審査合計点の5%を加点、複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点							事務局採点配点の5%		該当しない		0		事務局採点配点の5%		該当しない		0	
災害協定活動の評価			区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、一次審査合計点の5%を加点							事務局採点配点の5%		該当しない		0		事務局採点配点の5%		該当しない		0	
一次審査合計（加点項目含む）										690					618						